

ヒューム道徳哲学における正義と社会¹

— 今村健一郎氏の「ヒュームの正義論・所有論」論文²に対して —

林 誓雄³ (立命館大学・日本学術振興会)

はじめに

本報告では、今村健一郎氏の論文を批判的に検討しながら、今村氏が掲げた問いに対し、今村氏とは異なる答えを与えることを目指す。その際、主に論点とするのは「正義の内実」、および「社会の具体的な姿」である。本報告は、ヒュームの正義と社会それぞれに対する今村氏の捉え方には、いささか問題があることを指摘する。その指摘を踏まえて、今村氏の掲げた問いに対しては、氏の主張する「人間性 *humanity* を高めるという仕方

で正義の適用範囲が拡張する」という解答では不十分であると論じる。代わりに、別の原理によって、正義の適用範囲が拡張する道筋が拓けると結論する。

本報告の議論の流れは、以下の通りである。まず第一節において、今村氏の問題意識とそれに対する解答について確認する。その際、今村氏の正義と社会の捉え方が示される。次いで第二節では、今村氏の正義と社会の捉え方を検討する。このとき、報告者の正義と社会の捉え方が示される。以上を踏まえ、第三節において今村氏の結論を導き出すことには難があることを示した後に、今村氏の掲げた問いに対して報告者なりの解答を提示する。

1. ヒュームにおける正義とその問題

正義の規則なしに社会は存立しえない。それゆえ正義の規則は、時代と場所を問わず、おそらくどのような社会にも存在している。しかしながら、そのことは、正義の規則が誰に対しても等しく適用されているということを意味するものではない。正義に適った処遇を享受できず、従属を余儀なくされた人びとや国々が歴史上数多く存在したということを、われわれは知っている。(p. 242)

¹ 『人間本性論 *A Treatise of Human Nature*』からの引用・参照は、Norton 版(eds., by Norton, D. F. & Norton, M. J. 1st Ed, Oxford U. P., 2000)より行なう。略号として T を使い、巻、部、節、および段落の番号をアラビア数字で順に付す。『道徳原理の探求 *An Enquiry concerning the Principles of Morals*』からの引用・参照は Beauchamp 版(ed. by Beauchamp, T. L., Oxford U. P., 1998)より行なう。略号として EPM を使い、Beauchamp 版の節・段落番号をアラビア数字で順に付す。諸エッセイの引用・参照は Miller 版『道徳・政治論集 *Essays Moral, Political, And Literary*(ed., by Miller, E. F., Revised Edition, Liberty Fund, 1987)』より行なう。引用・参照の際には、略号として E を使い、その後に頁数を付す。いずれも日本語訳は報告者によるものである。

² 今村氏の論文に言及するにあたっては、論文のページ数のみを付すこととする。

³ mail : seiyuh@gmail.com

ヒュームによると、正義とは、互いに見知らぬ人びとが共に生きる場である社会を形成・維持していく上で不可欠なものである。正義の規則なしに社会は存立しえず、それゆえ正義の規則は、時代と場所を問わず、おそらくどのような社会にも存在しているといえる。そうだからといって、この正義が、普遍的に・人類全体に適用されている⁴わけではない。今村氏によれば、「心身の強さや権力や資力の点で劣位にある人びと・国々⁵は正義に適った処遇を享受できない」という現実があるのだという。そこで今村氏は、「そのような現実を理想に近づけ、正義が及ぶ範囲を拡張するにはどうすればよいのか」と問題を掲げた上で、その問題解決への道筋をヒュームの発言の中を探ろうとする(pp. 242-3)。

この問題に解答を与えるために、今村氏はまず『人間本性論』(以下、『本性論』)を取り上げ、そこでヒュームが提示している正義の「起源論」を丹念に解説していく。その考察の中で、今村氏がヒュームの議論の中から析出するポイントの一つは、正義論における「社会」の具体的な姿である。今村氏は、正義の規則を生み出す人びとが、実はすでに社会の中で生まれ育ち、相当に社会性を身につけている人びとであると指摘する(p. 248)。そして、正義の規則がそこで生成し遵守されることになるところの社会を、次のようなものとして推察する。

...ヒュームの念頭にあるのは、分業化によって個々の技術が完成の域へと高められ、そうした技術によって質の高い財物が次々に多量に生み出されるような産業社会であり、かつ、それらの財物が盛んに取引されるような商業社会である(p. 249)

いまだ正義を持たず、それ生成するときに人間が住んでいる社会としてヒュームが念頭に置いているのは「産業社会・商業社会」である、そう今村氏は推察する。この推察を補強するために、『本性論』から離れて『道徳・政治・文芸論集』(以下、『論集』)へと考察の場が移され、そこにおいて「社会」の具体的な像が描かれる。このとき同時に、今村論文において問題とするところの「正義」の中身についても、若干ではあるが触れられている。

今村氏はまず、『論集』における「労働→蓄財→奢侈→技芸と学問→社交→人間性」といった一連の流れについて解説する。そしてその後、商工業が盛んな奢侈的で洗練された社

⁴ 傍点は報告者の強調。以下同様。

⁵ 今村氏は国家間の正義を人間間の正義と同様に扱う。もちろんヒュームにおいても正義は、人びとと国々との両方に当てはまるものであるが、ヒューム自身が特に一節(T 3.2.11)を割いて国家間正義について、人間間の正義との違いも含めて論じており、両者はその性質が微妙に異なっていると考えられる。そこで、本報告では議論を平易にするために、人間間の正義のみに焦点を絞り、国家間正義については扱わないこととする。

会では、中産階級と呼ばれる人びとが台頭し、彼らが相互に平等で独立の関係を保ちながら、自身の所有を保護してくれるような「平等な法 equal laws」を欲することを指摘した上で、次のように結論する。

自らの技能と勤勉によって財産を獲得し、そして、その財産こそが他者からの尊重の源となっているような人びと — こうした人びとこそが、各人の所有権を保障する平等な法、すなわち正義の法を望み、それを確立する人びとであるということ、すなわち、『本性論』における正義と所有の起源論の主人公として、黙約によって正義の法を確立する人びとであるということをもとるのは極めて容易であろう。(p. 253)

今村氏の結論をまとめれば次のようになる。すなわち、『本性論』の正義の起源論においてヒュームが念頭に置いている「社会」とは、産業社会・商業社会といった「洗練された社会」である。そしてそこで求められる正義の法として、今村氏によって特に焦点を当てられているのは「平等の法」である。

2. 検討

2.1 ヒューム正義論における社会

まず、今村氏の「社会」の捉え方について検討する。今村氏によれば、ヒュームがその正義論において念頭に置いている「社会」とは、産業社会・商業社会などの「洗練された社会」であるという。なるほど、「ヒュームにおいて...〔中略〕...正義の規則を確立していく人びとは、実のところ早くから社会の中で教育を受け、社会の中で生きることの限りない利点を知っており、交際や会話を愛好する社交的な存在」であるという今村氏の指摘については完全に同意する。しかし、その社会が「産業社会・商業社会」のような規模の社会であるということについて、報告者は同意できない。

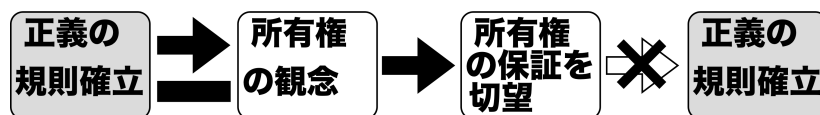
確かに、正義の規則確立を導くための条件である「財の奪い合い」という不都合が生じるためには、人間間に、ある程度の財が存在しなければならず、そのために今村氏が指摘するように、「所有を語りうるようになるには、商品生産・市場経済が相当程度に実現していなくてはならない(p. 251)」と考えられるかもしれない。しかしながら、『本性論』で、正義が人間によって案出されることになった理由について改めて考えてみよう。その理由とは、(A)「利己性 selfishness」および「限られた範囲にしか働かない寛大さ」 [=人間の自然的気性]と、(B)財を所持することの不安定性およびその希少性 [=人間が置かれる外的事情]の

二つであった(T 3.2.2.5-7)。このうち、前者(A)で言われている寛大さの及ぶ範囲は、「自分の親族や知人」まで(T 3.2.2.6)と述べられている。つまり、ある人間にとって、親族や知人以外の人たちは「見知らぬ人」なのであり、その人たちに対しては「寛大さ」が働かないために、正義が必要となる。

これに対し、今村氏が「社会＝産業社会・商業社会」とするときの典拠の一つとして挙げている『論集』の引用(p. 253/E 277-8)には、小作人や中産階級、そして貴族のみならず、主権者や君主までもが登場する。おそらく常識的に考えて、小作人と主権者とが「仲のよい顔見知り」であるということはないだろうし、主権者や君主がいるほどにまで大規模なものとなった産業・商業社会では、すでに正義が通用していることだろう。なぜなら、ある社会が「産業社会・商業社会」として成立しているのならば、すでにそこには「見知らぬ人たちの間で交換や取引をするための規則」が「所持物の移転に関わる正義の規則(T 3.2.4)」として通用していなければならないはずだからである(Cf. p. 251)。何より、正義が確立された後に、統治が、正義同様コンヴェンショナルな仕方で確立されることを描く『本性論』での説明(T 3.2.7)を鑑みれば、「主権者や君主が存在する後になってようやく正義が確立される」と、正義と統治の登場順を逆に考えることには無理があると思われる。

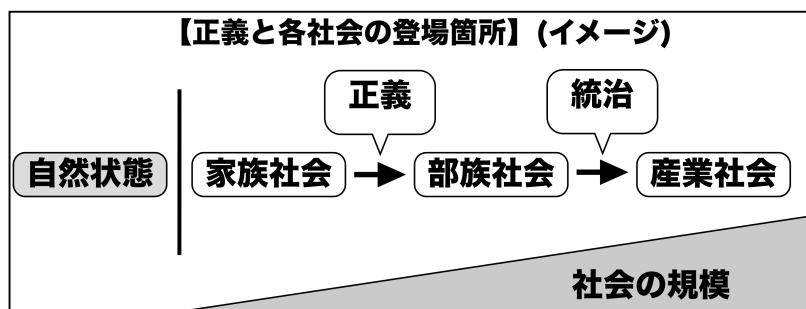
別の視点からも考えてみよう。先程の『論集』の引用箇所、中産階級の人びとは「自分たちの所有権を保証し、君主の圧政と貴族の圧政から自分たちを保護する平等な法」を切望するという。ところで、中産階級が所有権の保証を切望することができるためには、所有権の観念がすでに抱かれていることが必要になると思われる。なぜなら、我々が所有権の観念を抱くことができるのは、正義の規則が確立した後、あるいは少なくともほぼ同時だと説明されるからである⁶。従って、この順番を逆に考えている今村氏は、ヒュームによって「言語道断の錯誤」なる罪を犯していると批判されることにすらなろう。

【正義の規則確立のタイミング】



⁶ 「他者の所持物に手を出さないよう節制することに関するこうしたコンヴェンションが始められ、すべての人が自分の所持物における安定性を獲得してしまった後には、即座に正義、不正義という考えが生じるが、これと同様に、所有、権利、そして責務という考えもまた生じる。後者[所有・権利・責務という考え]は、まず前者[正義・不正義という考え]を理解しないのならば、まったくもって不可解なものである。われわれの所有[物?]とは、社会の諸法、すなわち正義の諸法が、その恒常的な所持を定めているところの財に他ならない。それゆえ、正義の起源を説明してしまわないうちに、所有ないし権利ないし責務という言葉を用いる人、あるいは正義の起源説明の際にその言葉を用いる人でさえ、言語道断の錯誤という罪を犯しており、確固とした根拠に基づいて推理しているはずは決していないのである。」(T 3.2.2.11)

それでは、正義が確立される際にヒュームが念頭に置いている「社会」とは、具体的にはどのような社会だと考えられるのか。それは、(A)の条件中の「限られた寛大さ」が及ぶ範囲の社会のこと、つまり親しい知人あたりを含めた「家族社会」と考えられる。ヒュームによれば、家族社会の段階ですでに人間は、社会というものがもたらす多くの有益さ⁷に気づくだけでなく、交際や会話に対する情緒をも獲得する(T 3.2.2.9)。なるほど「所有について争われるほどの財の量」という点では、家族社会ではまだ足りないと言論されるかもしれない。しかしながら、産業・商業社会がもたらすほどの財がなくとも「財の奪い合い」という不都合が生じるに十分であると考えることが可能であるなら、正義論においてヒュームが念頭に置き、そこで正義が確立される場所の「社会」を「家族社会」と考える方が妥当である、そう報告者は考えるのである⁸。



2.2 ヒュームにおける正義

それではなぜ今村氏は「社会」の捉え方を誤ってしまったのだろうか。その理由は、「正義」ということで今村氏が意味しているものが、ヒュームのそれとズレている(正確には、ヒュームのそれよりも外延が広い)からだと思われる。誤りを恐れずに言うならば、今村氏が主に念頭に置き、また問題視している「正義の規則(法)」とは、「平等の⁹規則(法)」、特に「財の平等な分配の規則(法)」であると思われる(Cf. p. 253)。この「平等の法」を、『論集』の中産階級が切望しており、切望されているがゆえに未だにその法は確立されておらず、仮に確立されているとしても貴族以上の階級の間のみである、そのように今村氏は理解しているのだと考えられる。しかしながら、『本性論』のヒュームは、正義を「公正 equity」と言い換えることがあっても「平等 equality」と言い換えることはない¹⁰。『本性論』のヒューム

⁷ ここでの「有益さ」とは、具体的には「力・能力・安全の増大」(T 3.2.2.3)を意味していると考えられる。

⁸ この点については、森直人の指摘も参照されたい。(森[2010]pp. 33-4, [2011]p. 224)

⁹ 「平等の規則(法)rule/law of equality」であって「平等な法 equal laws」(E 278)ではない。

¹⁰ 『本性論』において“equality”という語は一カ所しか出てこず、しかもそれは正義の規則とは完全に無関係である。

ームは、「財の平等な分配」を「正義」として論じることが一度もないのである。このことは、『本性論』における「正義」に、「財の平等な分配」は入らないことが意味されているものと推察される。報告者は、『本性論』のヒュームが「正義」として考えているものは、現代的な正義、例えばロールズ正義論などで論じられるような「分配的正義」とは意味合いが異なるものであると考える。これに対し、今村氏は現代的な問題意識が強すぎたために、分配的正義をも『本性論』のヒュームが論じていると誤解してしまったのではないか。

もちろん今村氏は正義の規則ということで、「平等」ばかりを挙げているわけではなく、「所持の安定」や「同意による所持の移譲」、そして「約束の履行」(以下、「基本的三規則」)についても触れている。そして報告者も、ヒューム哲学における「正義」の内実に、「基本的三規則」だけでなく、「(財分配の)平等の規則」を含めることは、まったく可能であると考える。しかし、それが可能であるとしても、「正義」ということで性質の違うものがあることを意識することが、「正義の拡張」という問題を考える上では重要になる、そう報告者は考えるのである。

そこで、正義の性質の違いを説明するものとして、「基底的正義 primary justice」と「二次的正義 secondary justice」という区別を提案したい。そしてヒュームが『本性論』で念頭に置き入念に論じている正義、すなわち基本的三規則は、「基底的正義」の方であると報告者は考える。この「基底的正義」がないと、人間は見知らぬ人たちとの間で社会を形成・維持しえず、限られた寛大さの及ぶ範囲でしか社会を形成しえない、つまり「家族社会」とどまるしかない。しかし「基底的正義」があれば、人間は見知らぬ人たちとの間でも社会を形成・維持できるだけでなく、社会の範囲をさらに拡張することもできるようになる。それゆえに「基底的正義」とは、見知らぬ人たちとの間で社会を形成・維持しなければならない我々人間にとって不可欠なものと言える。そしてこの正義こそが、「社会への参入問題」(Cf. p. 257)に関わるものと思われるのである。

これに対し、財の平等・不平等という話は「二次的正義」に区分されるものと考えられる。「基底的正義」が「社会に参入する/しない」というある意味でプリミティブな問題に関わる一方で、「二次的正義」とは、社会が「基底的正義」によって確立・維持された後に、別次元の事柄、例えば財分配の不均衡が生じたときに定められる(べき)ものと言える。E 265の引用(p. 254)では「市民間のあまりに大きな不釣り合いは、いかなる国家をも弱体化する」と言われているが、これは、国家(社会)の弱体化について述べられているだけであって、国家(社会)それ自体が存立しなくなることの意味してはいない。財の不平等によっ

て弱体化した国家(社会)であっても、国家(社会)として存立している以上、「基底的正義」は依然、通用しているはずである。

報告者が提案した正義の性質の区別が仮に可能であるのだとしたら、今村氏が同じものとして論じている「正義の拡張問題」と「社会への参入問題」は、別種の問題として捉えられねばならないと言えよう。つまり、前者が「二次的正義」に関わるのに対し、後者は「基底的正義」に関わっているのだ、と。そうすると、今村論文において最終的に議論の中心となる「平等」という「正義の規則」は、「二次的正義」に分類されるわけだから「社会への参入問題」とは無関係である。結局、本報告で提示した「正義」の区分が意識されなかったがために、今村氏は「二次的正義」に関わる「正義の拡張問題」を、「基底的正義」に関わるものとして取り違えてしまった。そしてそのために、「社会」の内実を誤って捉えてしまった、そのように報告者は考える。

3. 正義の拡張問題、再考

以上の議論が妥当なものであるのなら、すなわち今村氏の正義と社会の捉え方にいくつか問題があるのなら、今村氏がそうした捉え方をもとに、冒頭に掲げた問題に対して自身の結論を引き出すことには難があると言えるだろう。しかしながら、正義なるものに対する今村氏の問題意識そのものは極めて重要であり、ヒュームの正義論の成否にも関わりかねない重大な点を撞いていることに変わりはないと考えられる。

今村氏の言う通り、(基底的正義)が力関係云々で区切られる範囲を超えて、すべての人びととの間で普遍的に通用するものであるのならば、例えば奴隷が、貴族とは異なって、その所有を認められていない場合(そしてヒュームがそれを黙認していた場合)、所有の安定を保証する「基底的正義」は奴隷にも適用されてしかるべきである¹¹。それでは、「基底的正義」の奴隷への適用・拡張は、いかにして可能となるのだろうか。

ここで今村氏は、人間が社交を通じて人間性を次第に高めていくというヒュームの一連の描写に着目する。そして人間性が高まることによって、自分より劣位にある者に対しても正義に適った処遇を与える、つまり奴隷に対しても「基底的正義」を拡張するよう人び

¹¹ 女性の所有に関しては、基底的正義は男性と同様に適用されていると考えられる。なるほど、『道徳原理の探求』(以下、『探求』)においてヒュームは「多くの国において女性たちは、奴隷のように貶められていて、自分たちの傲慢な主人に逆らっては、まったく所有などできないようにされている」(EPM 3.19/p. 255)と述べる。しかし、それは男女間の身体的な力の差のみに焦点をあてた際の見かけに過ぎず、そのすぐ後で、女性は社会のあらゆる権利や特権を男性と分かち合うことが認められていると述べられている。男女の間では、ある意味で「力」はある程度平等なのであって、女性たちの所有は何ら不可能ではなかったのである。

とを促すに違いない、そう主張する(p. 258)。今村氏による正義の拡張問題への解答は、「人間性の増幅」に求められている。

なるほど、人間性が高まれば、自分より劣位にある者に対して「正義に適った処遇」をすることができるよう、我々の精神状態に、もしかすると何らかの変化がもたらされると思われるかもしれない。しかしながら報告者には、今村氏自身が引き合いに出していた『探求』の引用が、人間性による経路開拓の可能性を否定しているように思えるのである。

ある種類の生物が人間とともに混在しているとしよう。この生物は理性的ではあるが、心身ともに極めて劣った力しかもっていないので、いっさい抵抗することができず、どれほど怒らせても、その生物の憤慨の結果をわれわれが感じることはありえない。このように想定してみる。その必然的な帰結は以下のとおりだと思われる。すなわち、われわれはこれらの生物を優しく取り扱うよう、人間性の法によって拘束されるはずなのだけれど、適切に言う、その生物に関しては、正義のいかなる拘束のもとにも置かれているはずがない。そしてまた、その生物が、そのような恣意的な権力者たちを排除する何らかの権利を、すなわち所有権を持つはずはないだろう、と。(EPM 3.18)

この引用では、たとえ人間性が働いたとしても、人間が自分より劣位にある存在者に対して、正義の規則を拡張して適用することはないことが述べられているように見える。そうだとするならば、人間性に訴える今村氏の戦略は失敗しており、それゆえに未だに正義拡張の道筋は閉ざされたままであるように思えるのである。そうすると、結局ヒュームにおいては、心身の強さ・権力・資力などの点で、ある程度の平等性が確保されないと、(基底的)正義は決して拡張されないことになるのだろうか。

報告者は、正義拡張の道筋が別の原理によって拓かれると考える。その原理とは、「一般的規則 general rule」である(実は今村氏もこの原理に言及している)。一般的規則とは、『本性論』第一巻「知性について」で詳説される、人間が経験を積むことで持つようになる原理の一つであり、ひとことで言えば「ある種の習慣(慣習)」である¹²。この一般的規則は、「それを生じさせた諸事例を越える(T 3.2.2.24)」という特徴を有する。つまり、特定の経験に基づいて形成された規則は、その本来の経験の範囲を越えて普遍化し拡張する傾向があるの

¹² 「一般的規則」の詳しい考察については、拙論[2006]を参照されたい。

である¹³。そこで、一般的規則の原理を「正義の拡張問題」に適用すると、次のようになるであろう。奴隷以外の人たちの間で通用していた正義の諸規則は、あるときまでは本来の経験の範囲内でのみ、つまり心身の強さ・権力・資力などの点である程度平等である人たちの間でのみ通用している。それが、あるときを境に本来の経験の範囲外にまで、すなわち奴隷にまで適用されるようになり、さらにはそうした奴隷への正義適用という事態が、これも一般的規則の作用によりすべての人間の間、習慣(慣習)として定着するようになる。今村氏の解釈では、我々人間は人間性の働きによって、「心身の強さや権力や資力などの点で劣位にある者に対して、その弱きを以って不正に遇することを必ずしも潔しとしない」と考えるとされたわけだが、報告者は、このように我々を考えさせるものが、他ならぬ一般的規則だと考えるのである。

ところで、一般的規則とは「ある種の習慣」であるために、次の二つの問題を抱えることになる。第一に、それが人間の長い時間をかけた経験によってしか獲得されえないものである以上、正義の規則が奴隷に拡張されるまでには、ある程度時間がかかるという問題である。もちろん時間をかけさえすれば、奴隷にも正義が適用されるべきだという考えが一般的規則の性質を帯びることになるはずなので、一般的規則の働きにより、人びとは奴隷に対しても正義に適う形で遇するようになると言えるだろう。しかし、一般的規則に訴える戦略は、結局のところ積極的に何か行動を起こしても有効に働かず、むしろただ放っておくことによって、問題がいずれ解決されるだろうということを認めることのようにも思える。果たしてそれが、「正義の拡張問題」に対する妥当な解決法と言い得るのだろうか。

第二に、敢えて積極的な行動を起こさず、時間の経過に任せるという仕方で、果たして妥当な方向に「正義の拡張」がなされるのかという疑念が生じる。突飛な事例かもしれないが、奴隷ではなく類人猿に対して、先に正義が拡張される可能性が考えられるわけである。もちろん類人猿に対しても正義が拡張されることは、何らかの意味で「倫理や道徳の洗練」であるのかもしれない。しかしながら、その拡張の順番がアベコベである点に問題があるようにも思われるわけである。

一般的規則、すなわち時間をかけることに訴える報告者の戦略は、差し当たりヒューム哲学に沿う形で「正義の拡張問題」に解決を与えることができるものと思われる。しかしながら、その戦略は運命を天に任せているにすぎず、実のところ何の解決策にもなってい

¹³ 森[2011]p. 234

ないと指摘されるとき、どのように応答すればよいのだろうか。紙幅の尽きた今は、こうした問題点を記すに留めて、報告を終わらざるを得ない。

おわりに

本報告は、今村氏によるヒュームの正義と社会それぞれに対する捉え方には問題があることを指摘した上で、氏の掲げた問いに対しては、彼の主張する「人間性を高める」という仕方では満足はいく解答を与えることができないと論じた。具体的には、ヒューム正義論の社会を、今村氏が「産業社会・商業社会」と捉えていたのに対し、報告者は「家族社会」と捉えるのが妥当であると論じた。次に、今村氏が「正義＝平等」ということで意味しているものは、ヒュームにおいては「二次的正義」に分類すべきものであって、『本性論』で社会を維持・形成せしめるとされるところの「基底的正義」ではないがゆえに、今村氏が論文冒頭で掲げた「二次的正義」に関わる問題に、「基底的正義」に関わる論点で解答を与えることには難があることを指摘した。最後に、「正義の拡張問題」に対しては、今村氏のように「人間性の高まり」に訴えるよりも、報告者のように「一般的規則」に訴える方が、ヒュームに則するという点で言えば、妥当な解決の仕方であると結論した。

以上の次第であるとはいえ、今村氏が抱えている問題意識そのもの(正義の拡張問題)は、その問題に整合的に答えられない場合には、ヒューム正義論の成否にも関わりかねない点を指摘しているものと考えられる。ヒュームの道徳哲学が、何らかの意味で規範的な主張を行なっていると理解しようとするのである限り、今村氏の提示した問題に対して、ヒュームおよびヒューミアンは、なんとかして妥当な解決策を与えねばならない。しかしこの課題への解決は別稿に期し、ここで報告を終えることにしたい。

参考文献

- 林 誓雄[2006]「ヒューム道徳哲学における認識論的基礎」『実践哲学研究』第29号
今村 健一郎[2011]「ヒュームの正義論・所有論」『思想』岩波書店、2011年12月号 所収
森 直人[2010]『ヒュームにおける正義と統治 — 文明社会の両義性』創文社
———[2011]「利己的な情念と利他的な情念 — ヒュームと自己利益の問題に関する試論—」『思想』岩波書店、2011年12月号 所収

[付記]

本稿は、平成二三年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。